



かっぱ新聞

第 111 号

令和 6 年 2 月 吉日

令和 6 年 1 月 22 日に開催された社会保障審議会介護給付費分科会において、令和 6 年度介護報酬改定の主な事項や算定要件等が告示されました。サービス毎の改正点の要点を記載します。**※改正内容や要件等は抜粋要約していますので、詳しくは下記参考資料をご覧ください。**

(出典):厚生労働省 社保審-介護給付費分科会 (Web 会議)資料 第 239 回 (R6.1.22) 資料 1、参考資料 1 より

資料 1「令和 6 年度介護報酬改定の主な事項について」 <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001195261.pdf>

参考資料 1「令和 6 年度介護報酬改定における改定事項について」 <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001213182.pdf>

【令和 6 年度介護報酬の改定時期について】

令和 6 年度診療報酬改定が令和 6 年 6 月 1 日施行とされたこと等を踏まえ、サービスや加算により改定時期が 4 月と 6 月に分かれます。

<6 月 1 日施行とするサービス、加算>		<4 月 1 日施行とするサービス>
・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・処遇改善関係加算の一本化、加算率の引き上げ(※)	・居宅療養管理指導 ・通所リハビリテーション	・左記以外のサービス、加算

(※) 現行の処遇改善関係加算について事業所内での柔軟な職種間配分を認めることとする改正は、令和 6 年 4 月 1 日施行。

【サービス共通】

(1) 処遇改善系加算の一本化、加算率の引き上げ (対象サービス: 処遇改善系加算対象の全サービス)

	加算 I	加算 II	加算 III	加算 IV
訪問介護・夜間対応型訪問介護・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	24.5%	22.4%	18.2%	14.5%
訪問入浴介護	10.0%	9.4%	7.9%	6.3%
通所介護・地域密着型通所介護	9.2%	9.0%	8.0%	6.4%
通所リハビリテーション	8.6%	8.3%	6.6%	5.3%
小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護	14.9%	14.6%	13.4%	10.6%

・介護現場で働く方々にとって、令和 6 年度に 2.5%、令和 7 年度に 2.0%のベースアップへと確実につながるよう加算率の引上げを行う。

・介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた 4 段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。

(注) 令和 6 年度末までの経過措置期間を設け、経過措置期間中は、現行の 3 加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引上げを受けることができるようにすることなどの激変緩和措置を講じる。

(2) 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入 (対象サービス: 居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く全サービス)

業務継続計画未実施減算(新設)	施設・居住系サービス	所定単位数の 100 分の 3 に相当する単位数を減算
	その他のサービス	所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算
感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。		
○ 以下の基準に適合していない場合に適用(新設)		
・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること		
・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること		
※令和 7 年 3 月 31 日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和 7 年 3 月 31 日までの間、減算を適用しない。		

【居宅介護支援】

(1) 基本報酬とケアマネジャー 1 人当たりの取扱い件数の見直し ※単位数はすべて 1 月あたり

居宅介護支援費 I (居宅介護支援費(II)を算定していない事業所)				居宅介護支援費 II (※下記参照)			
		現行	改定後			現行	改定後
I (i)	取扱い件数	40 未満	45 未満	II (i)	取扱い件数	45 未満	50 未満
	要介護 1・2	1,076 単位	1,086 単位		要介護 1・2	1,076 単位	1,086 単位
	要介護 3・4・5	1,398 単位	1,411 単位		要介護 3・4・5	1,398 単位	1,411 単位
I (ii)	取扱い件数	40 以上 60 未満	45 以上 60 未満	II (ii)	要介護 1・2	45 以上 60 未満	50 以上 60 未満
	要介護 1・2	539 単位	544 単位		要介護 1・2	522 単位	527 単位
	要介護 3・4・5	698 単位	704 単位		要介護 3・4・5	677 単位	683 単位
I (iii)	取扱い件数	60 以上	変更なし	II (iii)	取扱い件数	60 以上	変更なし
	要介護 1・2	323 単位	326 単位		要介護 1・2	313 単位	316 単位
	要介護 3・4・5	418 単位	422 単位		要介護 3・4・5	406 単位	410 単位

(※) 居宅介護支援費 II の算定要件は「ICT 機器の活用または事務職員の配置」から「ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置」に変更。

【居宅介護支援】

(2)同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント	
同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント	所定単位数の95%を算定(新設)
<対象となる利用者>	
・指定居宅介護支援事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する敷地内の建物又は指定居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者	
・指定居宅介護支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物(上記を除く。)に居住する利用者	

【訪問介護】

(1)基本報酬の変更 ※単位数はすべて1回あたり							
身体介護				生活介護			
	現行		改定後		現行		改定後
20分未満	167単位	⇒	163単位	20分以上45分未満	183単位	⇒	179単位
20分以上30分未満	250単位		244単位	45分以上	225単位		220単位
30分以上1時間未満	396単位		387単位	身体介護に引き続き生活援助を行った場合	67単位		65単位
1時間以上1時間30分未満	579単位		567単位	通院等乗降介助			
以降30分を増すごとに算定	84単位		82単位		99単位	⇒	97単位

(2)同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬の見直し			
現行			改定後
①10%減算	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者(②に該当する場合を除く)	⇒	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者(②及び④に該当する場合を除く)
②15%減算	上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合	⇒	上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合
③10%減算	上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者(当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合)	⇒	上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者(当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり20人以上の場合)
④12%減算(新設)			正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者(②に該当する場合を除く)に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合

【通所介護・地域密着通所介護】

(1)基本報酬の変更 ※単位数はすべて1回あたり ※紙面の都合上、一部のみ記載しております。他の時間帯・規模については参考資料をご確認願います。							
通常規模型(7時間以上8時間未満の場合)				地域密着型(7時間以上8時間未満の場合)			
要介護1	655単位	⇒	658単位	要介護1	750単位	⇒	753単位
要介護2	773単位		777単位	要介護2	887単位		890単位
要介護3	896単位		900単位	要介護3	1,028単位		1,032単位
要介護4	1,018単位		1,023単位	要介護4	1,168単位		1,172単位
要介護5	1,142単位		1,148単位	要介護5	1,308単位		1,312単位

(2)入浴介助加算の見直し ※単位数の変更はなし。下線部が要件の見直し部分。	
入浴介助加算(Ⅰ)	・入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助であること。 ・ <u>入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行うこと。</u>
入浴介助加算(Ⅱ)	(入浴介助加算(Ⅰ)の要件に加えて) ・ <u>医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士若しくは介護支援専門員又は利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員、地域包括支援センターの職員その他住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者(以下「医師等」という。)</u> が、利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価していること。この際、当該居宅の浴室が、当該利用者自身又は家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にある場合には、訪問した医師等が、介護支援専門員・福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与・購入・住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。ただし、医師等による利用者の居宅への訪問が困難な場合には、医師等の指示の下、介護職員が利用者の居宅を訪問し、情報通信機器等を活用して把握した浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を踏まえ、医師等が当該評価・助言を行っても差し支えないものとする。 ・当該事業所の機能訓練指導員等が共同して、医師等と連携の下で、利用者の身体の状態、訪問により把握した居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成すること。ただし、個別の入浴計画に相当する内容を通所介護計画に記載することをもって個別の入浴計画の作成に代えることができる。 ・上記の入浴計画に基づき、個浴(個別の入浴をいう。)又は利用者の居宅の状況に近い環境(利用者の居宅の浴室の手すりの位置や使用する浴槽の深さ及び高さ等に合わせ、当該事業所の浴室に福祉用具等を設置することにより、利用者の居宅の浴室の状況を再現しているものをいう。)で、入浴介助を行うこと。

【訪問看護】

(1)基本報酬の変更 ※単位数はすべて1回あたり							
訪問看護(指定訪問看護ステーションの場合)				介護予防訪問看護(指定訪問看護ステーションの場合)			
	現行		改定後		現行		改定後
20分未満	313単位	⇒	314単位	20分未満	302単位	⇒	303単位
30分未満	470単位		471単位	30分未満	450単位		451単位
30分以上1時間未満	821単位		823単位	30分以上1時間未満	792単位		794単位
1時間以上1時間30分未満	1,125単位		1,128単位	1時間以上1時間30分未満	1,087単位		1,090単位
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合	293単位		294単位	理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合	283単位		284単位

(2)理学療法士等による訪問看護の評価の見直し			
	現行		改定後
訪問看護	なし	⇒	厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定訪問看護事業所については、1回につき8単位を所定単位数から減算する。(新設)
介護予防訪問看護	なし	⇒	厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定介護予防訪問看護事業所については、1回につき8単位を所定単位数から減算する。(新設)
	12月を超えて行う場合は、1回につき5単位を所定単位数から減算する。	⇒	12月を超えて行う場合は、介護予防訪問看護費の減算(※)を算定している場合は、1回につき15単位を所定単位数から更に減算し、介護予防訪問看護費の減算を算定していない場合は、1回につき5単位を所定単位数から減算する。(変更) (※)厚生労働大臣が定める施設基準に該当する場合の8単位減算

- 次に掲げる基準のいずれかに該当すること(新設)
- イ 当該訪問看護事業所における前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数、看護職員による訪問回数を超えていること。
- ロ 緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算をいずれも算定していないこと。

【通所リハビリテーション】

(1)基本報酬の変更 ※単位数はすべて1回あたり ※紙面の都合上、一部のみ記載しております。他の時間帯・規模については参考資料をご確認願います。							
通所リハ 通常規模型				通所リハ 大規模型(旧 大規模型Ⅰ/大規模型Ⅱ)			
	現行		改定後		現行		改定後
要介護1	757単位	⇒	762単位	要介護1	734/708単位	⇒	714単位
要介護2	897単位		903単位	要介護2	868/841単位		847単位
要介護3	1,039単位		1,046単位	要介護3	1,006/973単位		983単位
要介護4	1,206単位		1,215単位	要介護4	1,166/1,129単位		1,140単位
要介護5	1,369単位		1,379単位	要介護5	1,325/1,282単位		1,300単位
介護予防通所リハビリテーション				ア 通常規模型、大規模型(Ⅰ)、大規模型(Ⅱ)の3段階になっている事業所規模別の基本報酬を、通常規模型、大規模型の2段階に変更する。 イ 大規模型事業所のうち、以下の要件を全て満たす事業所については、通常規模型と同等の評価を行う。 i リハビリテーションマネジメント加算の算定率が利用者全体の80%を超えていること。 ii リハビリテーション専門職の配置が10:1以上であること。			
	現行		改定後		現行		改定後
要支援1	2,053単位/月	⇒	2,268単位/月				
要支援2	3,999単位/月		4,228単位/月				

(2)介護予防サービスにおけるリハビリテーションの質の向上に向けた評価							
	現行		改定後		現行		改定後
利用開始日の属する月から12月超の減算	要支援1	20単位/月減算	⇒	要件を満たした場合			減算なし(新設)
	要支援2	40単位/月減算	⇒	要件を満たさない場合	要支援1	120単位/月減算(変更)	要支援2
事業所評価加算	120単位/月		⇒	廃止			
ア 利用開始から12月が経過した後の減算について、拡大を行う。ただし、定期的なリハビリテーション会議によるリハビリテーション計画の見直しを行い、LIFEヘリハビリテーションのデータを提出しフィードバックを受けてPDCAサイクルを推進する場合は減算を行わないこととする。 イ 要介護認定制度の見直しに伴い、より適切なアウトカム評価に資するようLIFEヘリハビリテーションのデータ提出を推進するとともに、事業所評価加算の廃止を行う。							

※改正内容や要件等は抜粋要約していますので、詳しくは下記参考資料をご覧ください。

(出典)厚生労働省 社保審-介護給付費分科会 (Web会議)資料 第239回 (R6.1.22) 資料1、参考資料1より

資料1「令和6年度介護報酬改定の主な事項について」 <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001195261.pdf>

参考資料1「令和6年度介護報酬改定における改定事項について」 <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001213182.pdf>



保守グループ 阪口 日菜

昨年10月に入社いたしました阪口と申します。今後お電話等で皆さまにお目にかかるかと思いますが、丁寧で分かりやすいご案内に務めて参りますので、何卒よろしくお願い申し上げます。寒暖差が激しい気候が続いておりますが、皆さまお体に気を付けてお過ごしください。